

宇和島地区広域事務組合における女性の職業選択に資する情報の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第21条（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）の規定に基づき、下記のとおり情報を公表します。

採用した職員に占める女性職員の割合			
部 局	職 種	令和6年度採用（R6.4.1～R6.3.31）	
		人数	女性職員の割合
事務局等	事務・介護・看護・保育士	3人	33.3%
消防本部	消 防 職 員	0人	0.0%

※「事務局等」とは事務局、福祉施設、環境関係施設。「職員」とは一般職常勤職員。以下の項目についても同じ。

採用試験受験者の総数に占める女性の割合			
部 局	職 種	令和6年度採用（R6.4.1～R6.3.31）	
		人数	女性の割合
事務局等	事務・介護・看護・保育士	16人	51.6%
消防本部	消 防 職 員	0人	0.0%

職種別職員数及び女性職員の割合					
部 局	職 種	令和7年度(令和7年4月1日現在)			
		男性職員	女性職員	合計	女性職員の割合
事務局等	事 務 職 員	31人	11人	42人	26.2%
	栄 養 士	0人	7人	7人	100.0%
	看 護 職 員	2人	31人	33人	93.9%
	機能訓練指導員	2人	3人	5人	60.0%
	保 育 士	0人	9人	9人	100.0%
	児 童 指 導 員	4人	0人	4人	0.0%
	生活相談員	12人	7人	19人	36.8%
	生活指導員	1人	0人	1人	0.0%
	介 護 職 員	31人	49人	80人	61.3%
	支 援 員	1人	4人	5人	80.0%
	調 理 員	2人	5人	7人	71.4%
	小 計	86人	126人	212人	59.4%
消防本部	消 防 職 員	136人	1人	137人	0.7%

※派遣職員を含む。

平均勤続年数					
部 局	職 種	令和7年4月1日現在			
		男性職員		女性職員	
		人数	年数	人数	年数
事務局等	事 務 職 員	27人	20.8年	8人	8.0年
	栄 養 士	0人	0.0年	7人	11.0年
	看 護 職 員	2人	9.5年	31人	13.6年
	機能訓練指導員	2人	12.5年	3人	16.7年
	保 育 士	0人	0.0年	9人	4.7年
	児 童 指 導 員	4人	10.8年	0人	0.0年
	生活相談員	12人	20.5年	7人	23.4年
	生活指導員	1人	29.7年	0人	0.0年
	介 護 職 員	31人	11.8年	49人	15.1年
	支 援 員	1人	35.0年	4人	20.5年
	運 転 手	0人	0.0年	0人	0.0年
	調 理 員	2人	33.5年	5人	29.4年
	小 計	82人	17.0年	123人	14.6年
消防本部	消 防 職 員	132人	14.7年	1人	7.0年

※短時間勤務者、派遣職員を除く。

管理職に占める女性の割合				
部 局	令和7年4月1日現在			
	課長補佐級	課長級	部長級	計
事務局等	56.3%	23.1%	0.0%	40.0%
消防本部	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※管理職は課長補佐級以上の職員

育児休業取得率				
部 局	性別	令和6年度		
		対象者	取得者	取得率
事務局等	男性	3人	1人	33.3%
	女性	3人	3人	100.0%
消防本部	男性	8人	1人	12.5%
	女性	1人	1人	100.0%

※男性は配偶者が出産した年度、女性は出産した年度を基準日とする。

男性職員の配偶者出産休業等取得率			
部 局	令和6年度		
	対象者	取得者	取得率
事務局等	3人	1人	33.3%
消防本部	8人	8人	100.0%

男性職員の育児参加のための休暇取得率			
部 局	令和6年度		
	対象者	取得者	取得率
事務局等	3人	1人	33.3%
消防本部	16人	16人	100.0%

超過勤務の状況			
部 局	令和6年度		
	男性職員	女性職員	男性の超過勤務に対する 女性の超過勤務の割合
事務局等	4.0時間	2.9時間	72.5%
消防本部	4.3時間	0.2時間	4.7%

※1か月当たりの時間数

年次有給休暇取得の状況				
部 局	性別	令和6年度		
		対象者	平均取得率	一人当たり取得日数
事務局等	男性	91人	23.8%	9日1時間
	女性	122人	22.8%	8日6時間
消防本部	男性	137人	38.5%	14日7時間
	女性	2人	67.7%	27日1時間

※取得率：取得日数÷付与日数（繰越日数を含む。）

宇和島地区広域事務組合における行動計画に基づく取組の実施状況の公表について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項（行動計画に基づく取組の実施状況の公表）の規定に基づき、下記のとおり情報を公表します。

1. 事務局等

項目	数値目標	令和7年度	令和6年度	令和5年度
管理職（課長補佐級以上）にある職員に占める女性職員の割合	15.0%	40.0%	39.5%	39.5%
係長級にある職員に占める女性職員の割合	50.0%	63.6%	56.5%	56.0%
育児休業取得率	男性 10.0%		0.0%	33.3%
	女性 100.0%		100.0%	100.0%
男性職員の配偶者出産休暇取得率	50.0%		50.0% (平均日数2.0日)	33.3% (平均日数2.0日)
男性職員の育児参加のための休暇取得率	50.0%		80.0% (平均日数3.9日)	33.3% (平均日数4.0日)

※「事務局等」とは事務局、福祉施設、環境関係施設

2. 消防本部

項目	数値目標	令和7年度	令和6年度	令和5年度
消防吏員に占める女性職員の割合	3.0%	0.7%	1.4%	1.4%
育児休業取得率	男性 3.0%		2.6%	0.0%
	女性 100.0%		100.0%	100.0%
男性職員の配偶者出産休暇取得率	100.0%		100% (平均日数2.0日)	100.0% (平均日数2.0日)
男性職員の育児参加のための休暇取得率	100.0%		88.9% (平均日数4.5日)	66.7% (平均日数3.2日)

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：宇和島地区広域事務組合長

宇和島地区広域事務組合消防長

1. 事務局等

(1) 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.0%
全職員	84.1%

【説明欄】

●相対的に給与水準が低い会計年度任用職員が99%を占める「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の割合が、男性職員は55%、女性職員では74%と女性職員の方が高いため、「全職員」区分で男女の給与の差異が大きくなっている。

(2) 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

① 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級	—
課長・施設長級	99.2%
課長・施設長補佐級	95.8%
専門員・係長級	97.0%

② 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	92.3%
26～30年	93.8%
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	97.5%
6～10年	99.6%
1～5年	93.1%

【説明欄】

●役職段階別の「部長級」、勤続年数別の「16年～20年」「21年～25年」「36年以上」は、男女いずれかに比較対象職員がいない。

●男性職員に世帯主、扶養者、管理職が多く、女性職員1人当りの手当額は、住居手当は男性職員の87%、扶養手当は47%、管理職手当は42%であるため、給与格差の要因の一つとなっている。

●基本給料額は、同じ勤務年数であっても前歴換算により差異が生じるため、勤続年数「1年～5年」は男性の平均年齢が6歳高く、女性職員の基本給料額は男性職員の97%であるが、「11～15年」「16～20年」は女性の平均年齢が2歳～7歳高いため102%～105%と高くなっている。

2. 消防本部

(1) 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	53.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	55.0%

(2) 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

① 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級	—
課長級	—
補佐級	—
係長・専門員級	—

② 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	—
1～5年	74.6%

【説明欄】

●対象となる女性職員が育児休暇等に係る1名であるため、差異が大きい。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。派遣職員については、派遣元での勤続年数を含んで算出している。